江田島市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

平成30年9月3日

(趣旨)

第1条 子育て世代の負担軽減及びUIJターンによる移住促進を図るとともに、子育てしやすい環境づくり及び定住促進に寄与するため、予算の範囲内において奨学金の返還の一部を江田島市定住促進奨学金返還支援事業補助金(以下「補助金」という。)として交付することに関し、江田島市補助金等交付規則(平成16年江田島市規則第50号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる奨学金)

- 第2条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号のいずれか に該当するものとする。
 - (1) 江田島市奨学金貸付条例(平成16年江田島市条例第74 号)第1条に規定する江田島市奨学金
 - (2) 日本学生支援機構第一種奨学金
 - (3) 日本学生支援機構第二種奨学金
 - (4) 前3号のほか、市長が認める奨学金(その性質から奨学金に類するものを含む。)

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。
 - (1) 本市に住民登録があり、かつ、現に本市に居住している者
 - (2) 大学,短期大学,専修学校(専門課程に限る。)又は高等学校に進学し,在学中に前条各号の奨学金の貸与を受けた者
 - (3) 平成29年4月以降に奨学金の返還を開始した者又は同 月に返還を行っている者
 - (4) 月賦, 半年賦, 年賦又は一括償還により奨学金の返還を 行っている者
 - (5) 市税, 市の各種徴収金等を滞納していない者

(6) 江田島市暴力団排除条例(平成23年江田島市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係にない者

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、次に掲げるもののうち、最も低い額とする。 この場合において、当該最も低い額に千円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 前年度中に返還した奨学金の額(以下「返還金額」という。)。 ただし、転入により補助金の交付を受ける年において本市に 居住した期間が1年に満たない場合は、当該居住を始めた日 の属する月の翌月からを補助対象として算定し、返還金額を 居住月数で按分した額とする。
 - (2) 貸与総額を貸与年数の3倍の年数で除した額
 - (3) 補助金限度額 20万円
- 2 補助金の交付の対象期間は、貸与期間の3倍とする。

(交付申請及び交付決定)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、毎年1月末日までに、定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出しなければならない。
 - (1) 交付申請額の算出基礎(様式第2号)
 - (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証する書類 (第2条第1号を除く。)
 - (3) 奨学金を返還していることを証する書類(第2条第1号を 除く。)
 - (4) 現住所を証する書類
 - (5) 返還金額を証する書類 (領収書, 通帳等の写し)
 - (6) 市税等を滞納していない旨の証明書(転入の場合は,前住 所地のもの)
- 2 市長は、前項の交付申請書の提出があったときは、その内容を

審査して補助金の交付の可否を決定し、定住促進奨学金返還支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、速やかに交付申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、定住促進奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第4号)により、市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の交付請求書が提出されたときは、速やかに 当該交付決定者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、定住促進奨学金返還支援事業補助金返還命令書(様式第5号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に 定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月3日から施行し、平成30年度予算に係る補助金から適用する。